

第1号様式

建築等に伴う公害防止指導申請書

那覇市長 宛

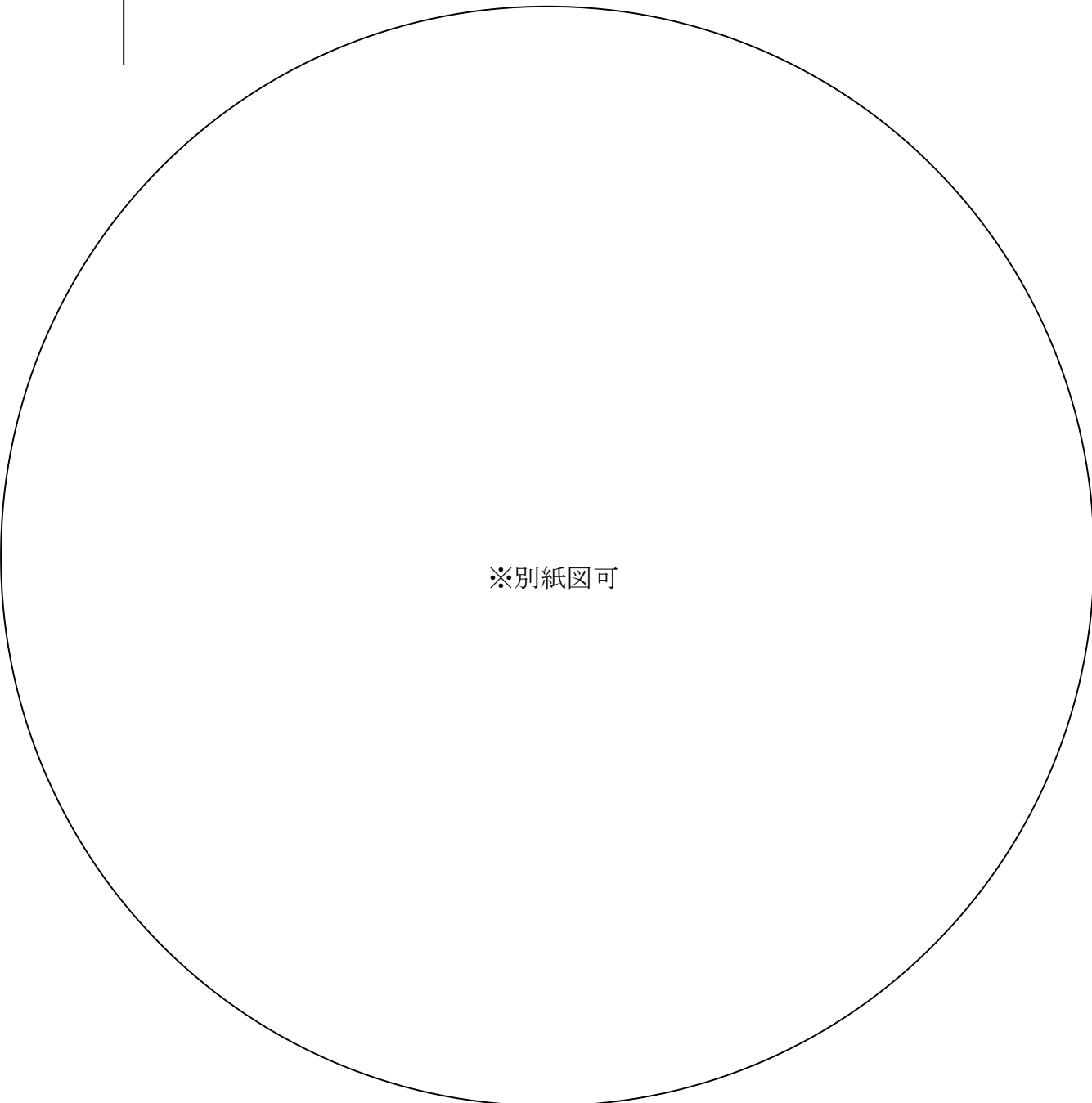
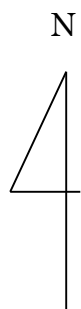
決 裁 欄	課長	G長	係員

下記により建築等に伴う公害防止の面からの指導方をお願いします。

申 請 者 記 載 欄	申 請 者 ( 建 築 主 )	事業所等 の名称		
		住所		
		氏名	Tel	
	建 築 場 所	那覇市		
	設 計 者	住所 氏名	Tel	
	工 事 施 工 者	住所 氏名	Tel	
	用 途 地 域	住居専用地域 / 左記以外	建築物等の用途	
	業 種			
	建 築 物 等 の 種 類	(鉄筋 / 鉄骨 / 木) 造、( ) 階建 / 工作物等 ( )		
	工 事 着 工 予 定	年 月 日	完了予定	年 月 日
附 近 見 取 図	別紙第2号様式の通り			
公 害 防 止 対 策	別紙第3号様式の通り			

第2号様式

建築場所附近の見取図

A large, empty circle that serves as a template for drawing a site map. The text '※別紙図可' is centered within this circle.

※別紙図可

印 建築場所

建築場所の周囲概ね 80m の見取図を書いて学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム等があればその位置を図示すること。

第3号様式

公害防止対策指導書

建築主	氏名：	本書類は、公害防止対策指導書として使用する ので、申請者において該当する□欄にレ印を 付して下さい。なお本指導書で指示された事項 は誠意を持って履行して下さい。
	建築場所：	

<1.工事の内容及び必要な届出事項>・・・下記内容を**建築主及び元請施工者**へ周知して下さい。

- 建築物等の解体作業
  - 無
  - 有
    - 石綿含有吹付材、保温材、断熱材及び耐火被覆材を除去する作業 → 大気汚染防止法に基づく届出
    - 石綿含有建材なし
    - 石綿含有未確認
- さく岩機を使用
  - 無 ※ニブラは削岩機に含まれない。
  - 有
    - ブレーカー（手持式を除く）を使用する作業 → 騒音・振動規制法に基づく届出
    - その他のさく岩機（手持ち式ブレーカー含む）を使用 → 騒音規制法に基づく届出
- くい打ち作業
  - 無
    - くい打機・くい抜機・くい打ちくい抜き機（圧入式除く）を使用 → 騒音・振動規制法に基づく届出
  - 有
    - アースオーガーを併用し、くい打機・くい抜機・くい打ちくい抜き機を使用（圧入式除く） → 振動規制法に基づく届出
    - その他（工法等：）
- 空気圧縮機（15KW以上で、さく岩機の動力として使用する場合を除く）を使用する作業
  - 無
  - 有 → 騒音規制法に基づく届出
- 塗装
  - 無
  - 有
    - 動力を用いた吹付作業
    - 手塗り作業

(次頁へつづく)

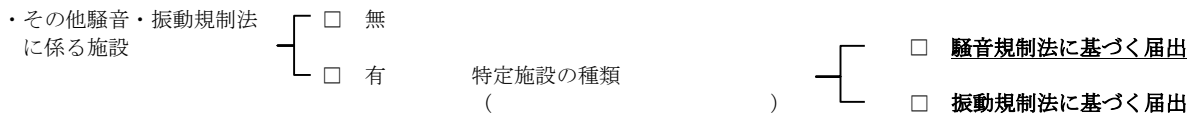
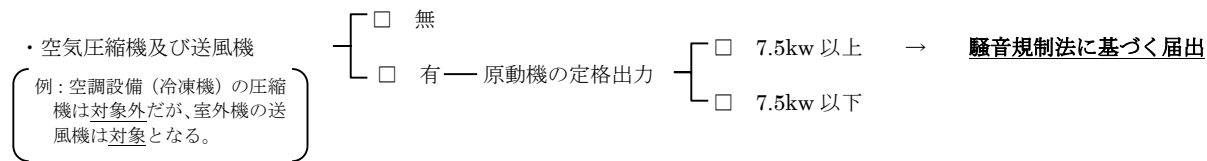
(指導内容) \_\_\_\_\_ これより下は、記入しないでください \_\_\_\_\_

- 特定建設作業の実施の届出
  - 不要（作業を開始した日に終わる特定建設作業を含む）
  - 必要 → □騒音規制法 □振動規制法
- 特定粉じん排出等作業の実施の届出
  - 不要
  - 必要

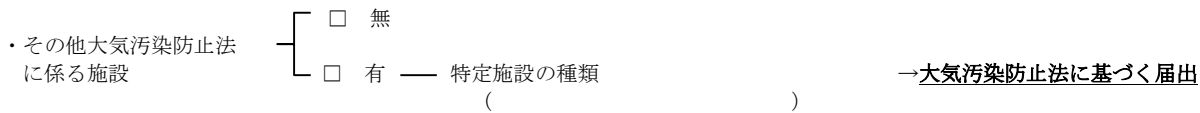
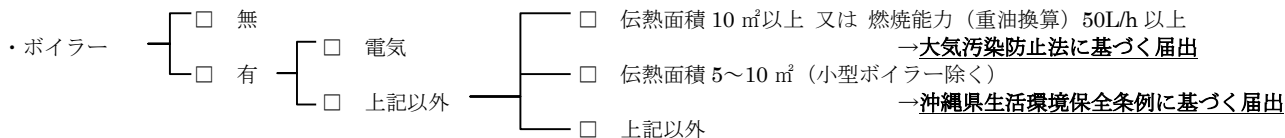
- (1)作業場周辺の状況を十分に考慮し、作業時間、工法等の選定、防音対策及び周辺住民への説明等、公害苦情が発生しないよう努める。
- (2)止むを得ず早朝又は夜間作業を行う場合は、周辺住民に対し作業を行う理由、作業時間を説明し、周辺住民の協力を求める。
- (3)解体作業の前に石綿の含有調査を行い、石綿の有無に関わらずその結果を作業場に掲示する。
- (4)元請業者は、石綿事前調査結果報告システムで石綿の含有調査の結果を報告する。  
(報告対象：80㎡以上の解体工事、請負金額100万円以上の建築物及び工作物の改造、補修工事)
- (5)解体作業で粉じんが飛散しないよう必要なところに散水し、周囲にはシートを張る。
- (6)発注者は、特定粉じん排出等作業実施届出書を作成開始の14日前までに提出する。
- (7)特定粉じん排出等作業に係る法的規制事項を遵守する。
- (8)石綿含有未確認の場合は、(3)及び(4)の項目を実施、必要に応じて(6)及び(7)の項目を実施する。
- (9)元請業者は、特定建設作業実施届出書を作成開始の7日前までに提出する。
- (10)特定建設作業に係る法的規制事項を遵守する。
- (11)塗料ミスの飛散によって周囲に迷惑をかけないように細心の注意をもって工事を行い、必要なところはシートを張る。

<2.施設内容及び必要な届出事項>

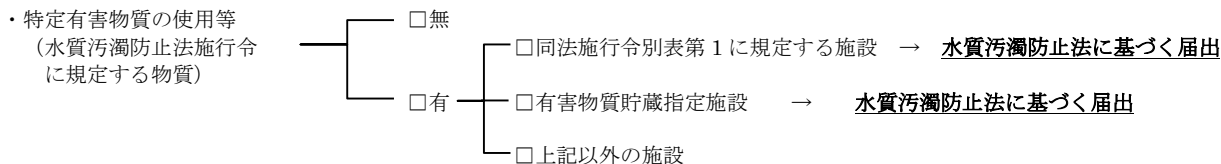
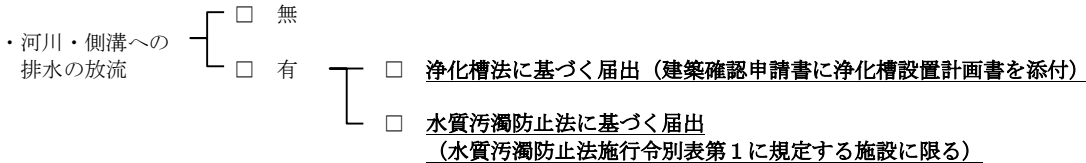
●騒音・振動規制法に係る施設



●大気汚染防止法に係る施設

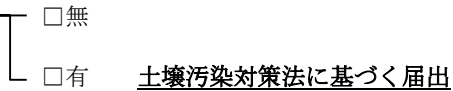


●水質汚濁防止法・浄化槽法に係る施設



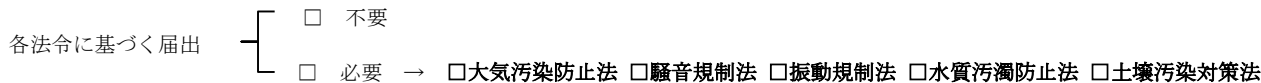
●土壌汚染対策法に係る届出

・当該敷地において形質変更を行う面積が、掘削範囲のほか盛土・残土を合わせると 3,000 m<sup>2</sup>以上となる可能性の有無



(次頁へつづく)

(指導内容) \_\_\_\_\_ これより下は、記入しないでください \_\_\_\_\_



- 公害関連施設に係る法的規制内容を熟知し、公害苦情が発生しないよう万全の対策を講ずる。
- 大気又は水質に係る特定施設は、それが受理された日から 60 日を経過した後でなければ設置してはならない。
- 騒音及び振動に係る特定施設を設置する場合には、工事の日の 30 日前までに届出をしなければならない。
- 3,000 m<sup>2</sup>以上の土地を形質変更する場合には、土壌汚染対策法に基づく届出が受理されてから 30 日を経過した後でなければ変更に着手してはならない。
- 浄化槽の使用を開始してから 30 日以内に浄化槽使用開始報告書を提出する。

## 指導事項遵守誓約書

年 月 日

那覇市長 宛

建築主及び  
築造主住所  
氏 名

電 話

私が那覇市\_\_\_\_\_に建設する建築物等及び同建築物等に設置する設備、機械等について、建築等に伴う公害防止指導申請書に基づく指導事項について遵守することを誓約します。

なお、今回特に対策を講じるよう指導を受けなかったところについても、紛争が起こったときは、誠意をもってその解決に当たることを併せて誓約します。

(参考事項)

### 公害防止指導申請書提出時に来庁した者の勤務先等

勤務先・職名	氏 名	勤務先所在地	電 話

公害防止対策指導書

建築主	氏名：	本書類は、公害防止対策指導書として使用する ので、申請者において該当する□欄にレ印を 付して下さい。なお本指導書で指示された事項 は誠意を持って履行して下さい。
	建築場所：	

<1.工事の内容及び必要な届出事項> . . . 下記内容を**建築主及び元請施工者**へ周知して下さい。

- 建築物等の解体作業
  - 無
  - 有
    - 石綿含有吹付材、保温材、断熱材及び耐火被覆材を除去する作業 → 大気汚染防止法に基づく届出
    - 石綿含有建材なし
    - 石綿含有未確認
- さく岩機を使用
  - 無 ※ニブラは削岩機に含まれない。
  - 有
    - ブレーカー（手持式を除く）を使用する作業 → 騒音・振動規制法に基づく届出
    - その他のさく岩機（手持ち式ブレーカー含む）を使用 → 騒音規制法に基づく届出
- くい打ち作業
  - 無
    - くい打機・くい抜機・くい打ちくい抜き機（圧入式除く）を使用 → 騒音・振動規制法に基づく届出
  - 有
    - アースオーガーを併用し、くい打機・くい抜機・くい打ちくい抜き機を使用（圧入式除く） → 振動規制法に基づく届出
    - その他（工法等：）
- 空気圧縮機（15KW以上で、さく岩機の動力として使用する場合を除く）を使用する作業
  - 無
  - 有 → 騒音規制法に基づく届出
- 塗装
  - 無
  - 有
    - 動力を用いた吹付作業
    - 手塗り作業

(次頁へつづく)

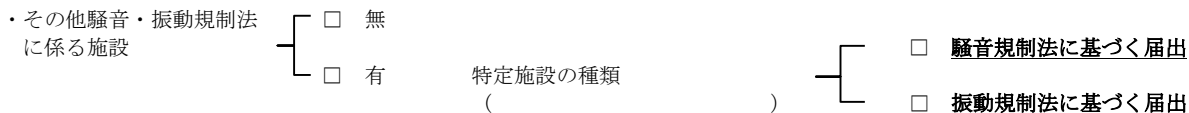
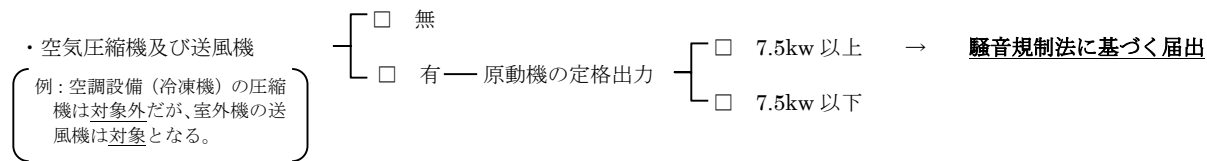
(指導内容) \_\_\_\_\_ これより下は、記入しないでください \_\_\_\_\_

- 特定建設作業の実施の届出
  - 不要 (作業を開始した日に終わる特定建設作業を含む)
  - 必要 → □騒音規制法 □振動規制法
- 特定粉じん排出等作業の実施の届出
  - 不要
  - 必要

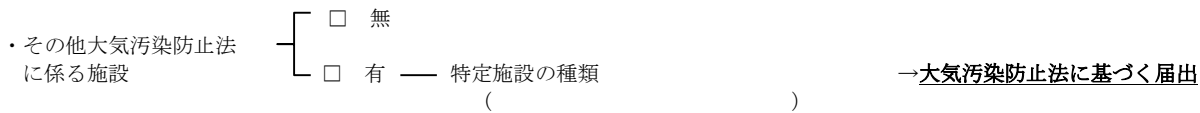
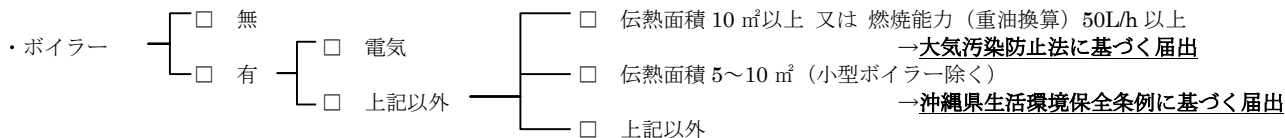
- (1) 作業場周辺の状況を十分に考慮し、作業時間、工法等の選定、防音対策及び周辺住民への説明等、公害苦情が発生しないよう努める。
- (2) 止むを得ず早朝又は夜間作業を行う場合は、周辺住民に対し作業を行う理由、作業時間を説明し、周辺住民の協力を求める。
- (3) 解体作業の前に石綿の含有調査を行い、石綿の有無に関わらずその結果を作業場に掲示する。
- (4) 元請業者は、石綿事前調査結果報告システムで石綿の含有調査の結果を報告する。  
(報告対象：80㎡以上の解体工事、請負金額100万円以上の建築物及び工作物の改造、補修工事)
- (5) 解体作業で粉じんが飛散しないよう必要なところに散水し、周囲にはシートを張る。
- (6) 発注者は、特定粉じん排出等作業実施届出書を作業開始の14日前までに提出する。
- (7) 特定粉じん排出等作業に係る法的規制事項を遵守する。
- (8) 石綿含有未確認の場合は、(3)及び(4)の項目を実施、必要に応じて(6)及び(7)の項目を実施する。
- (9) 元請業者は、特定建設作業実施届出書を作業開始の7日前までに提出する。
- (10) 特定建設作業に係る法的規制事項を遵守する。
- (11) 塗料ミスの飛散によって周囲に迷惑をかけないように細心の注意をもって工事を行い、必要なところはシートを張る。

<2.施設内容及び必要な届出事項>

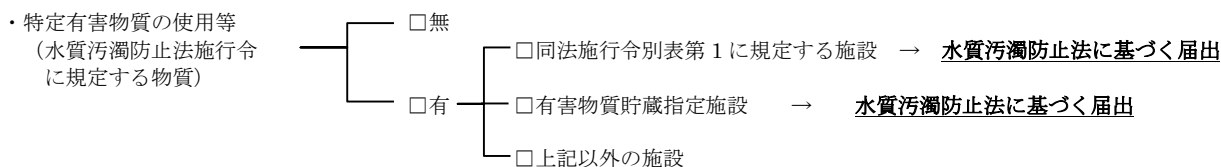
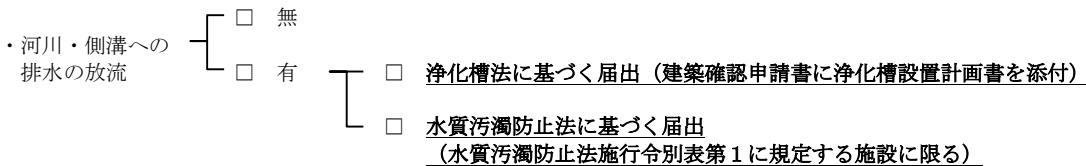
●騒音・振動規制法に係る施設



●大気汚染防止法に係る施設

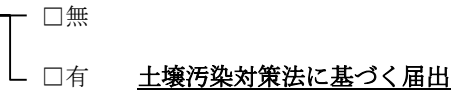


●水質汚濁防止法・浄化槽法に係る施設



●土壌汚染対策法に係る届出

・当該敷地において形質変更を行う面積が、掘削範囲のほか盛土・残土を合わせると 3,000 m<sup>2</sup>以上となる可能性の有無



(次頁へつづく)

(指導内容) \_\_\_\_\_ これより下は、記入しないでください \_\_\_\_\_



- 公害関連施設に係る法的規制内容を熟知し、公害苦情が発生しないよう万全の対策を講ずる。
- 大気又は水質に係る特定施設は、それが受理された日から 60 日を経過した後でなければ設置してはならない。
- 騒音及び振動に係る特定施設を設置する場合には、工事の日の 30 日前までに届出をしなければならない。
- 3,000 m<sup>2</sup>以上の土地を形質変更する場合には、土壌汚染対策法に基づく届出が受理されてから 30 日を経過した後でなければ変更に着手してはならない。
- 浄化槽の使用を開始してから 30 日以内に浄化槽使用開始報告書を提出する。

公害防止対策指導書

建築主	氏名：	本書類は、公害防止対策指導書として使用する ので、申請者において該当する□欄にレ印を 付して下さい。なお本指導書で指示された事項 は誠意を持って履行して下さい。
	建築場所：	

<1.工事の内容及び必要な届出事項> . . . 下記内容を**建築主及び元請施工者**へ周知して下さい。

- 建築物等の解体作業
  - 無
  - 有
    - 石綿含有吹付材、保温材、断熱材及び耐火被覆材を除去する作業 → 大気汚染防止法に基づく届出
    - 石綿含有建材なし
    - 石綿含有未確認
- さく岩機を使用
  - 無 ※ニブラは削岩機に含まれない。
  - 有
    - ブレーカー（手持式を除く）を使用する作業 → 騒音・振動規制法に基づく届出
    - その他のさく岩機（手持ち式ブレーカー含む）を使用 → 騒音規制法に基づく届出
- くい打ち作業
  - 無
    - くい打機・くい抜機・くい打ちくい抜き機（圧入式除く）を使用 → 騒音・振動規制法に基づく届出
  - 有
    - アースオーガーを併用し、くい打機・くい抜機・くい打ちくい抜き機を使用（圧入式除く） → 振動規制法に基づく届出
    - その他（工法等：）
- 空気圧縮機（15KW以上で、さく岩機の動力として使用する場合を除く）を使用する作業
  - 無
  - 有 → 騒音規制法に基づく届出
- 塗装
  - 無
  - 有
    - 動力を用いた吹付作業
    - 手塗り作業

(次頁へつづく)

(指導内容) \_\_\_\_\_ これより下は、記入しないでください \_\_\_\_\_

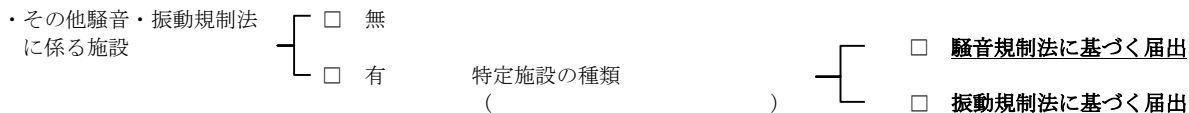
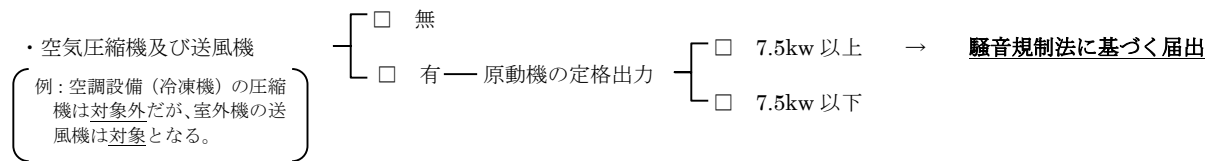
- 特定建設作業の実施の届出
  - 不要 (作業を開始した日に終わる特定建設作業を含む)
  - 必要 → □騒音規制法 □振動規制法
- 特定粉じん排出等作業の実施の届出
  - 不要
  - 必要

- (1) 作業場周辺の状況を十分に考慮し、作業時間、工法等の選定、防音対策及び周辺住民への説明等、公害苦情が発生しないよう努める。
- (2) 止むを得ず早朝又は夜間作業を行う場合は、周辺住民に対し作業を行う理由、作業時間を説明し、周辺住民の協力を求める。
- (3) 解体作業の前に石綿の含有調査を行い、石綿の有無に関わらずその結果を作業場に掲示する。
- (4) 元請業者は、石綿事前調査結果報告システムで石綿の含有調査の結果を報告する。  
(報告対象：80㎡以上の解体工事、請負金額100万円以上の建築物及び工作物の改造、補修工事)
- (5) 解体作業で粉じんが飛散しないよう必要なところに散水し、周囲にはシートを張る。
- (6) 発注者は、特定粉じん排出等作業実施届出書を作業開始の14日前までに提出する。
- (7) 特定粉じん排出等作業に係る法的規制事項を遵守する。
- (8) 石綿含有未確認の場合は、(3)及び(4)の項目を実施、必要に応じて(6)及び(7)の項目を実施する。
- (9) 元請業者は、特定建設作業実施届出書を作業開始の7日前までに提出する。
- (10) 特定建設作業に係る法的規制事項を遵守する。
- (11) 塗料ミストの飛散によって周囲に迷惑をかけないように細心の注意をもって工事を行い、必要なところはシートを張る。

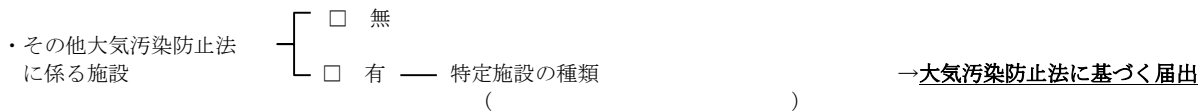
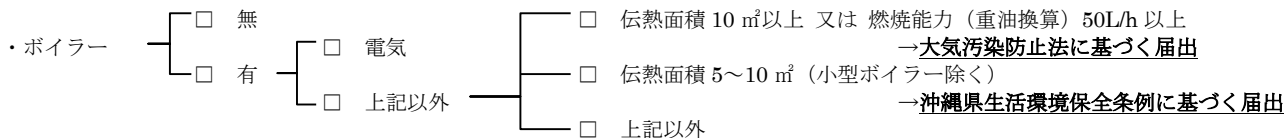


<2.施設内容及び必要な届出事項>

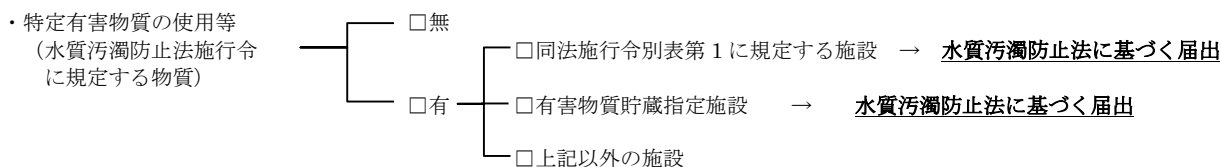
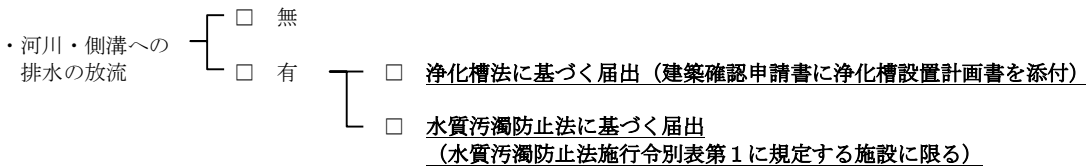
●騒音・振動規制法に係る施設



●大気汚染防止法に係る施設

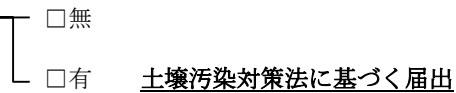


●水質汚濁防止法・浄化槽法に係る施設



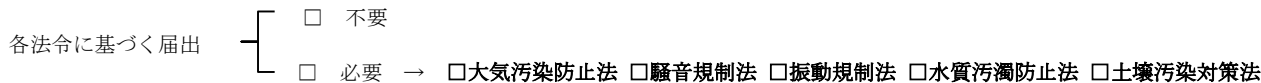
●土壌汚染対策法に係る届出

・当該敷地において形質変更を行う面積が、掘削範囲のほか盛土・残土を合わせると 3,000 m<sup>2</sup>以上となる可能性の有無



(次頁へつづく)

(指導内容) \_\_\_\_\_ これより下は、記入しないでください \_\_\_\_\_



- 公害関連施設に係る法的規制内容を熟知し、公害苦情が発生しないよう万全の対策を講ずる。
- 大気又は水質に係る特定施設は、それが受理された日から 60 日を経過した後でなければ設置してはならない。
- 騒音及び振動に係る特定施設を設置する場合には、工事の日の 30 日前までに届出をしなければならない。
- 3,000 m<sup>2</sup>以上の土地を形質変更する場合には、土壌汚染対策法に基づく届出が受理されてから 30 日を経過した後でなければ変更に着手してはならない。
- 浄化槽の使用を開始してから 30 日以内に浄化槽使用開始報告書を提出する。